

お知らせ

区役所 (区民部、福祉部、保健部)

〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上 ☎371-7101

税

10月31日は、市・府民税第3期分の納期限です。

納期限を過ぎると、延滞金がかかることがありますのでご注意ください。

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

㊟ 課税内容：市民税課 (☎371-7172)

納付相談：納税課 (☎371-7199)

口座振替：市納税推進課 (☎213-5466)

◆家屋の新增築若しくは滅失並びに土地の用途変更等について

固定資産税は、家屋及び土地の現況に応じて課税しています。家屋を新築及び増改築又は取り壊した場合や、土地の利用方法を変更した場合などには、翌年度の固定資産税が変更されることがあります。以上の場合、固定資産税課までご連絡くださいますようお願いいたします。

㊟ 固定資産税課 (☎371-7196)

◆滞納市税の一掃を目指して

11月及び12月は「滞納整理強化期間」です。～市民生活を支えるあなたの市税～

本市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納市税の徴収強化に努めています。

そのため、11月及び12月の2カ月間を市税の「滞納整理強化期間」として設定し、全市で集中的に市税徴収の取組を進めていきます。

この期間中は、昼間や平日に不在の方を対象とした、夜間・休日の納税催告等を実施します。

また、納付に進展がない滞納者に対しては、法令の規定に基づき徹底した財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、動産等)調査や差押えを行い、差し押えた財産のうち公売可能なものについては、公売を実施し、滞納市税の徴収に努めます。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、納付相談を受け付けておりますので早急に納税課までお越しください。

㊟ 納税課 (☎371-7199)

福祉

◆国民健康保険からのお知らせ

新しい保険証(一人一枚のカード様式)をお送りします。現在お持ちの保険証は、11月30日で有効期限が切れますので、12月1日以降は使用できません。新しい保険証は、11月中頃までに簡易書留郵便等によりお届けします。

古い保険証は、細かくきざんで処分するか、保険年金課へお返しください。

新しい保険証が届きましたら、次のような点をお確かめください。

①保険証の記載内容に誤りはないか

②他の保険に加入した方や住所を変更した方についての届出を忘れていないか

㊟ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

保険料を滞納していると・・・

災害その他の特別の事情がなく保険料を滞納していると、有効期限を短縮した保険証の交付、資格証明書(一旦医療費の全額をお支払いいただきます)の交付、財産の差押えを行います。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。また、保険料を納付することが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。

㊟ 保険年金課徴収推進担当 (☎371-7253)

◆児童扶養手当・特別児童扶養手当について

◎児童扶養手当

18歳に到達以後最初の3月31日までの児童で、以下の要件に該当する児童を養育している方が対象となります。

①父母の離婚などにより、父(または母)と生

計を同じくしていない児童の母(または父)
②父(または母)に一定の障害のある児童の母(または父)

③父に代わって児童を養育している人
所得が一定以上ある場合や、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

手当額(月額) 年の所得額や養育費に応じて決定します。

対象児童が 1人	全額支給	41,430円
	一部支給	41,420円～ 9,780円

児童が2人のときは5,000円、3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算されます。

◎特別児童扶養手当

20歳未満の児童で、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。

所得が一定以上ある場合や、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

手当額(月額) 児童の障害の程度に応じて決定します。

対象児童 1人につき	1級	50,400円
	2級	33,570円

申請方法 児童扶養手当は支援課支援第1担当(☎371-7218)、特別児童扶養手当は支援課支援第2担当(☎371-7217)

保健

◆胸部(結核・肺がん)検診、大腸がん検診

勤務先などで検診を受ける機会のない方を対象に行います。

日時 10月26日(金)午後1時30分～3時

場所 元格致小学校

検診内容(対象)・費用(免除規定あり)

・結核検診(15歳以上)無料 胸部X線撮影

・肺がん検診(40歳以上)無料(問診の結果、かくたん細胞診検査が必要な方は、1,000円)

・大腸がん検診(40歳以上)300円

詳しくは、お問い合わせください。

㊟ 健康づくり推進課成人保健・医療担当

(☎371-7292)

◆献血

日時 10月31日(水)午前10時～午後0時30分

場所 七条自治会館

㊟ 健康づくり推進課管理担当 (☎371-7265)

下京青少年活動センター(ユースサービス下京)

☎314-5636 FAX314-5640

e-mail shimogyo@ys-kyoto.org

申込み：電話・FAX・Eメールで。

◆ストリートダンス参加募集

日時 <初級> 10月18日～3月14日の各木曜日(12月27日、1月3日除く)

午後6時15分～7時30分

(初心者の方、基礎をしっかりと学びたい方向け)

<中級> 10月18日～3月14日の各木曜日(12月27日、1月3日除く)

午後7時45分～9時

(経験者を対象として、レベルアップやイベント出演を目指す方向け)

・小学生向けのコースもあり(要問合せ)

対象 市内在住もしくは通学・通勤先のある中学生～30歳

費用 12,000円(全20回)

定員 各10名

◆自習室あります。

利用予約の取っていない部屋を自習室として提供しています。

日時 月～土曜 午前10時～午後9時

日・祝日 午前10時～午後6時

(水曜・年末年始除く)

場所 当センター 費用 無料 申込み 不要
対象 市内在住もしくは通学・通勤先のある中学生～30歳

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 10月27日(土)午前11時～

内容 「絵本と紙芝居の会」

(申込み不要/定員無し/無料)

◆テーマ別図書の展示と貸出し(特設コーナー①②)

10月「世界の料理」「お月見」

11月「秋」「古典に親しむ」

◆特別展示(エレベーター前ホール)

10月1日(月)～10月26日(金)

「修徳クラフトサークル展」

10月27日(土)～11月30日(金)

「手作り絵本展」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 11月5日(月)午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

対象：市内に在住の60歳以上の方

◆『折り紙講座～花の小箱を作ろう～』

箱の上に花をあしらった、かわいい小箱を作ります。

日時 10月23日(火)午前10時～

場所 センター和室小

定員 12名 費用 50円

申込み 10月16日(火)午前9時30分から受付。直接センターへお越しください。定員を超えた場合は抽選。

◆『環境施設見学会～エコバスツアー～』

エコバスツアーで施設を巡って、身近なゴミ問題を見つめなおし、環境にやさしいライフスタイルを考えてみませんか?

日時 11月13日(火)午後1時センター集合

行先 南部資源リサイクルセンター・横大路学園

定員 15名

申込み 11月1日(木)午前9時30分から受付。直接センターへお越しください。定員を超えた場合は抽選。

相談(無料、秘密厳守)

◆弁護士による法律相談を実施

日時 毎週水曜日(祝日を除く)

午後1時15分～3時45分

場所 区役所1階相談室

定員 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布)

相談時間 1人20分程度

㊟ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆行政相談委員による相談所を開設

日時 10月22日(月)午後1時30分～3時

場所 区役所1階相談室

㊟ 総務省京都府行政評価事務所(☎211-1100)

地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆親子半日保育体験

～親子で保育の体験をしませんか～

市営保育所では親子で保育所に遊びに来ていただく“親子半日保育体験”を実施しています。市営保育所では一人ひとりの思いを受け止め、いろいろなあそびや友だちの中で育つ力を大切にしています。また地域に開かれた保育所としてすべての子どもと保護者の子育てを応援しています。

親子半日保育園体験は、親子で保育所に来ていただいて、保育所の生活を体験したり、給食を食べていただいたりします。どなたでもお気軽にお越しください。

★受け入れ時間は午前9時30分～正午頃です

★参加ご希望の方は事前に保育所にご連絡ください

★参加費は300円です(親子2食分の給食費)

★食物アレルギーその他のご相談は申込み時にお伝えください

★2歳までのお子さんはエプロン・おしぼりをお持ちください

㊟ 崇仁保育所(☎361-6089)